

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年11月17日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局

三春ダム管理所長 中沢 重一



1. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 三春ダム河川情報システム改良業務 1式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成24年 3月16日
- (4) 履行場所 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4
三春ダム管理所
- (5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は3回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、競争参加資格の確認、入札を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち『役務の提供等』のA、B、

C又はD等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者であること。なお、これに該当する場合には、競争参加資格申請時に次に掲げる書類も提出すること。

（更正計画又は再生計画の認可決定を受けた者が提出を要する書類）

更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

競争参加資格を有さない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格に関する問合せ先は、次のとおり。

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 東北地方整備局総務部契約課
工事契約調整係 電話 022-225-2171 内線 (2523)

(3) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4
国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所 総務係
電話 0247-62-3145（代）内線（213）

(2) 電子入札システムのURL

国土交通省電子入札システム

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

(3) 電子入札システムによる競争参加資格確認のための書類の提出期限、及び紙入札方式による競争参加資格確認のための書類の提出期限

平成23年11月28日（月） 16時00分

(4) 電子入札システムによる入札書の提出期限、及び紙入札による入札書の提出期限

平成23年12月 7日（水） 16時00分

(5) 開札の日時及び場所

平成23年12月 8日（木） 11時00分

東北地方整備局 三春ダム管理所 会議室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金 免除
(3) 入札者に要求される事項

(a) 電子入札システムにより参加を希望する者は、上記3.(3)の提出期限までに、入札書類データ(証明書等)を上記3.(2)に示すURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3.(3)の提出期限までに上記3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a)、(b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において契約担当官等から提出書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。